

特別寄稿

認証評価制度の現状と課題

—大学はどう生かすことができるのか—

前角 和宏

- I はじめに
- II 認証評価制度導入に至るまでの背景及び本学等の取り組み
- III 現行認証評価制度の概要
- IV 認証評価制度の課題—その目的を中心に—
- V 大学において認証評価制度をどう生かすことができるのか
—自己点検・評価制度との関係をもとに—
- VI おわりにあたって

I はじめに

平成14年11月学校教育法（以下、「学教法」とする。）が改正され、大学は、大学の教育研究等の総合的な状況について認証評価機関による認証評価を受けることが義務付けられた。（69条の3）本稿では、この認証評価制度についてその成立に至るまでの経緯を概観し、平成16年4月から施行され、その一歩を踏み出した同制度をめぐる現状を分析したうえで、今後評価される側として大学がこの認証評価制度を取り込み、生かしていくための課題を考察する。

我が国高等教育機関における認証評価制度に関する論文等の文献は、すでに少なからず世に出ており、本稿は、認証評価制度について大上段に立って検討することを目的とするものではない。では、なぜ今、神戸海星女子学院

大学（以下、「本学」とする。）紀要において認証評価制度について考察する意義があるのか。本学が近い時期に認証評価を受けるにあたり、単に受身として本制度に取り組むのではなく、教職員があまねくこの認証評価制度を理解し、認証評価の文化を取り込み根付かせ、そして生かしていくことが望まれる。そこで、本稿で評価を受ける側である大学の視点から認証評価制度を考察することは、本制度に関する議論の材料提供など一定の役割を果たすことができると思われる点に、その意義を見出すこととしたい。

Ⅱ 認証評価制度導入に至るまでの背景及び本学等の取り組み

すでに、認証評価制度に対する大学関係者の認識は、相当高まったものと思われる。しかしながら、認証評価制度導入に至るまでには紆余曲折があったということはいうまでもなからう。ここでは、まず、認証評価制度が導入される背景を概観し、その過程における財団法人大学基準協会（以下、「基準協会」とする。）及び本学の取り組みを振り返ることとする。

1 自己評価期

臨時教育審議会（以下、「臨教審」とする。）「教育改革に関する第二次答申」（昭和61年4月23日）は、大学に対し「大学がその社会的使命や責任を自覚し、大学の根本理念に照らして絶えず自己の教育、研究および社会的寄与について検証し、評価を明らかにするとともに、教育、研究等の状況についてその情報を広く国の内外に公表」することを要請した。さらには、「個別の大学の自己評価にとどまらず、大学団体がそのメンバー大学を相互に評価し、アクレディテーションを実施し、大学団体としての自治を活性化することの重要性を説いている。

昭和62年9月臨教審は大学審議会（以下、「大学審」とする。）へと改編され、その答申である「大学教育の改善について（答申）」（平成3年2月8日）

は、「大学が、教育研究水準の向上や活性化に努めるとともに、その社会的責任を果たしていくためには、不断の自己点検・評価を行い、改善への努力を行っていくこと」が重要であるとして、旧文部省令である大学設置基準（以下、「設置基準」とする。）に対し、大学の自己評価について「各大学自身による教育研究活動についての自己評価に関する努力」義務を定めることを要請している。これを受け、平成3年6月設置基準は、「各大学が、自らの責任において教育研究の不断の改善を図るよう促すため、自己点検・評価システムを導入する」として、自己点検・自己評価の実施を努力義務化した。

このいわゆる設置基準の大綱化は、大学に様々な課題を突きつけたわけであるが、本学においても、これらの課題に対応すべく検討を重ねた。殊に、自己点検・評価の実施を行うために、平成6年12月に「自己点検・評価規程」及び「自己点検・評価委員会規程」を制定した。

大学の自主的努力と相互的援助を通じてその教育研究の質の向上を図ることを任として成立・発足した基準協会は、これまで継続的に実施してきた適格認定制度やアメリカ合衆国のアクレディテーション等を参考に、平成6年11月「大学評価マニュアル」¹⁾を公表し、平成8年4月、この改正設置基準における自己点検・評価の実施の努力義務化に基づき大学評価を開始した。²⁾本学では、平成10年3月『現状と課題－自己点検・評価報告書－』を公表した。

2 第三者評価期

平成9年1月大学審は、「平成12年度以降の高等教育の将来構想について（答申）」を提言した。これには、前述の自己評価期における大学評価の置かれている方向性とは逆行する表現が現れることとなる。

「現在、多くの大学で自己点検・評価の取組が進められているが、今後一層の質的向上を図っていくためには、これらの自己点検・評価の定着状況を踏まえつつ、教育研究の評価の在り方についての検討も必要」と前置きしな

がらも、「高等教育の質的向上のための評価の在り方については、学生や社会の側で、教育に関する情報の十分な把握が必ずしも目指すべき方向に向かうとは限らない」とし、「現行計画においては、関係者による相互評価システムの確立が提言されているが、日本では、アメリカ型の評価システムは機能しにくく、我が国独自の相互評価システムを考える必要があるのではないか」と指摘している。「これらを踏まえ、高等教育機関における教育研究の評価の在り方について今後検討する必要がある」と、大学評価の方向性からは後退する記述が見られるのである。

しかし、大学審は、前年度の答申を揺り戻すかの如く、翌平成10年10月「二十一世紀の大学像と今後の改革方策について－競争的環境の中で個性が輝く大学－（答申）」（以下、「大学審平成10年答申」とする。）において、「二十一世紀において、我が国の大学が教育研究の水準向上を進め、世界のトップレベルの大学と伍して発展していくためには、社会の理解と支援の下、それぞれの大学が、教育研究の個性を伸ばし質を高めるための環境を整備することが重要である」としたうえで、「自己点検・評価の充実を図るとともに、第三者評価システムの導入などを通じて多元的な評価を行い、大学の個性を伸ばし、教育研究の内容・方法の改善につなげるシステムを確立する必要がある」と、一転してその推進を図るよう促すものであった。³⁾

以後、その方向性は定まり、翌平成11年9月には設置基準を改正し、大学の自己点検・評価を義務化し、その結果を学外者による検証を努力義務とした。学位授与機構は、大学審平成10年答申における大学評価のための第三者機関として、大学評価・学位授与機構へと改組され、平成13年度より3年にわたり試行的評価を実施した。⁴⁾ このような流れの中、本学は、平成14年6月、大学評価申請書類を基準協会に提出し、翌平成15年3月基準協会から「相互評価」における適格認定を受けることとなった。そして、6月には、その結果を『自己点検・評価報告書（第2版）（専任教員の研究業績一覧表含む）』

として公表した。さらに、平成18年7月、「相互評価」において助言を付された事項についての「改善報告書」を基準協会に提出し、その結果、平成19年3月基準協会から「改善報告書について満足できるものである」との通知を受けるに至った。

3 認証評価制度導入

平成11年になると、大学を取り巻く環境はいつそう厳しい状況になる。少子化の影響は、いわゆる大学全入時代の到来を自覚させるのである。さらには、高度情報化は、大学の国際化を加速させ、大学に国際レベルでの競争を余儀なくさせることとなったのである。それゆえ、国際レベルで我が国の大学の質を保証する必要性が高まってきたのである。⁵⁾

このような少子化や国際化は、大学に限られる問題ではない。我が国社会全体においてもいわゆる失われた10年を取り戻すべく、経済の建て直しを図っていた。小泉内閣において打ち出された規制改革の波は大学にも及び、まさに聖域のない改革が断行された。平成13年12月総合規制改革会議（議長：宮内義彦）は、小泉純一郎首相（当時）に「規制改革の推進に関する第一次答申」を答申し、高等教育における自由な競争環境の整備の一環として、「厳しい事前審査を行う一方で、事後的な監視点検が機能していない状況が、自らの提供する教育サービスに対する責任感の欠如とその質の低下を招いているのではないかという懸念がある。そこで、大学が自らの判断と責任において、質の高い教育研究活動を行うことができる競争的な環境に向けて、大学設置等に関する規制を一層緩和する一方で、継続的な第三者による評価認証（アクレディテーション）制度の導入などの監視体制を整備する必要がある」と提言した。経済財政諮問会議においても、平成14年1月に「構造改革と経済財政の中期展望」において、「大学教育に対する公的支援については、競争原理を導入するとともに、第三者評価による重点支援を通じて、世界最

高水準の大学を育成する。同時に、質の高い教育研究活動のため、継続的な第三者による評価認証制度の導入」の推進を要請した。

平成14年8月には、中央教育審議会（以下、「中教審」とする。）は、「大学の質の保証に係る新たなシステムの構築について（答申）」（以下、「中教審平成14年答申」とする。）において、新たな第三者評価制度の導入として、「国による事前規制を最小限のものとし、設置後の大学の組織運営や教育研究活動などの状況を定期的に評価する体制を整備するとの観点から、様々な第三者評価機関が活動を展開している現状を踏まえ、国の関与は謙抑的としつつこれらの機関を可能な限り活用し得る新たな評価システムを整備し、大学の自主性・自立性に配慮しながらその教育研究の質の維持向上を図っていくことが必要である」と述べ、そのため、「大学の教育研究活動等の状況について、様々な第三者評価機関のうち国の認証を受けた機関（認証評価機関）が、自ら定める評価の基準に基づき大学を定期的に評価し、その基準を満たすものかどうかについて社会に向けて明らかにすることにより、社会による評価を受けるとともに、評価結果を踏まえて大学が自ら改善を図ることを促す制度を導入する」ことを要請した。

これらの答申を受け、平成14年11月学教法は、平成16年度から大学への認証評価制度の導入を法定するに至ったのである。

Ⅲ 現行認証評価制度の概要

このように現行の認証評価制度が成立するに至るまでには、様々な動きがあった。ここで、あらためて、現行の認証評価制度を見ることにしよう。

1 認証評価制度の構成

自己点検・評価制度については、平成11年以来、文部科学省令である改正設置基準が定めているところであったが、学教法69条の3は、「大学は、その

教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備（次項において「教育研究等」という。）の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする」（1項）と法定した。

そして、認証評価制度について、法は大学に対し、「当該大学の教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者（以下「認証評価機関」という。）による評価（以下「認証評価」という。）を受ける」（2項）ことを要求している。この政令で定める期間は、学校教育法施行令（以下、「学教法令」とする。）40条が、「7年以内」と設定している。一方、認証評価機関の要件については、69条の4第1項及び2項で規定している。

2 認証評価制度の手続き面から

ここで、認証評価制度を実際の手続き面から再度見てみよう。

大学は自己点検・評価（学教法69条の3第1項）を行う。その自己点検・評価をもとに、大学は7年に一度（学教法令40条）、認証評価機関に認証評価を受けることを求め、認証評価機関は、独自に定める基準にしたがって認証評価を行うこととなる。（学教法69条の3第4項）

では、この認証評価制度の手続き上の認証評価基準とは、いかなるものであるのか。それは、学校教育法69条の4第2項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令（平成16年3月12日文部科学省令7号）において、①設置基準に適合（1条1項1号）、②特色ある教育研究の進展に関する評価項目の設定（1条1項2号）、③実地調査（1条1項4号）、④設定すべき評価項目（1条2項）、⑤認証評価の業務に従事する者（2条1項）等が定められている。認証評価機関がこの基準等を変更しようとする場合には、「あらかじめ、文部科学大臣に届け出」（学教法69条の4第5項）することを求めている。

認証評価機関は認証評価を行った後、「遅滞なく、その結果を大学に通知するとともに、文部科学大臣の定めるところにより、これを公表し、かつ、文部科学大臣に報告」（学教法69条の4第4項）することを義務づけている。

3 認証評価の結果

もし、認証評価機関による認証評価手続きの過程における評価（案）や最終的な評価結果が基準を満たさないと判断された場合、大学はどう対処することができるのか。

本学が認証評価を受けることを想定している基準協会の申立制度を参考にしながら、認証評価手続きの過程における評価（案）と最終的な評価結果に分けたうえで、概観してみよう。

基準協会では、大学が申請する資料に基づき分科会ごとに書面審査を行い、「分科会報告書（案）」を作成し、その内容に基づき大学における実地視察を行う。各分科会は、その視察結果を反映し「分科会報告書」をとりまとめ、大学評価委員会に提出する。大学評価委員会は、その「分科会報告書」に基づき、「評価結果（委員会案）」を作成し、大学に送付するのである。その評価結果に対し、大学は、当該評価結果を受領してから1カ月以内であれば意見申立を行うことができる。

基準協会は、この意見申立を検討し、最終「評価結果」の公表を行う。この評価結果が、大学基準に適合しているか否かの判定において、「適合していない」、あるいは、「保留」と判断された大学は、2週間以内に異議申立委員会に異議申立を行うことができる。異議申立委員会は、その申立を検討したうえで「審査結果報告書」をとりまとめ、基準協会理事会に提出する。理事会は、当該報告書に基づき「評価結果」を再度審議し、理事会にはかり、理事会承認の「評価結果」を作成し、公表する。この理事会承認の評価結果に対しては、大学は再度異議を申し立てることはできない。

4 勧告及び学校閉鎖命令（学教法13条及び15条）

先述のとおり、認証評価機関は認証評価を行った後、その結果を「公表し、かつ、文部科学大臣に報告」（学教法69条の4第4項）することを義務づけている。

その報告を受けた文部科学大臣はどのように対応するのか。文部科学大臣は、大学の設備、授業その他の事項について「法令の規定に違反していると認め」（学教法15条1項）た場合、必要な措置をとるべきであると「勧告」（学教法15条1項）することができる。加えて、当該改善勧告に基づき大学側が当該事項に改善することができない場合には、その「変更を命ずる」（学教法15条2項）ことができる。さらに、その変更命令によってもなお、改善されない場合には、「組織の廃止を命ずる」ことができるのである。（学教法15条3項）この変更命令という中間的手続きをはさむことによって、学校閉鎖命令に至る事前処置の明確化がはかられた。⁶⁾ もっとも、これらの改正は、学教法4条が、設置廃止等の認可について、規制緩和した「学位の種類及び分野の変更を伴わないもの」及び大学の学部等の「廃止」の「届け出」事項（2項1号及び2号）としたことに対する事後チェックであるといえる。

しかし、この評価結果に基づき、文部科学大臣が直ちに、大学に「勧告」（学教法15条）や「学校閉鎖命令」（学教法13条）を行うのであろうか。中教審平成14年答申は、「設置認可を弾力化し大学が自らの判断で社会の変化等に対応した教育研究活動を展開できるようにするとともに、設置後の状況を第三者が客観的な立場から継続的に評価を行う体制を整備」することを求めているが、「評価機関の基準に達せず、適格認定されなかったような場合でも、当該大学は、それを理由に国から行政処分を課されることとなるものではない」とし、設置認可を「事前規制」、認証評価を「事後チェック」ととらえることには、答申においても自己矛盾がある。⁷⁾ では、認証評価機関は、この文部科学大臣への報告をどうとらえているのか。この点について、

基準協会は、この学教法69条の4第4項に基づく「報告」から直接「勧告」や「学校閉鎖命令」に導かれるものではないとしている。⁸⁾

IV 認証評価制度の課題—その目的を中心に—

大学において認証評価を導入した当初は、評価そのものに対する誤解や無関心が前面に出ていた。最近まで、実際に評価を行うにあっても、その目的は、いわば「評価のための評価」という程度でしか成りえなかった。学教法で認証評価制度が法定されてはじめて、大学の意識は変化したと言えよう。

あらためて、この認証評価制度は何を目的としているのかと問うならば、制度の胚胎しているもっとも大きな課題にあげられるその目的のあいまい性から、この問いに対する回答を明確にすることができないと言わざるを得ない。そもそも、学教法は、自己点検・評価制度の目的を「教育研究水準の向上」(学教法69条の3第1項)としているが、認証評価制度の目的には触れていないのである。では、認証評価制度の目的はどこに求めることができるのだろうか。先に述べたとおり、学教法改正のもととなった中教審平成14年答申は、「(認証評価機関の) 基準を満たすものかどうか」という適格認定を第一の目的としていたのである。⁹⁾

この目的のあいまい性について、認証評価制度に先立ち自己点検・評価制度が先行したことを背景として、山崎[2006,p.91]は、まず、自己点検・評価について、「第三者評価と切り離しされた形で自己点検・評価の部分だけが先に導入されたため、なぜ認証評価は自己点検・評価を基本とするのか、認証評価と自己点検・評価はどのような関係にあるのか」という基本的なことがあいまいなまま今日に至っている。こういった状況の中で、認証評価制度が法的義務となり、これに合わせた自己点検・評価、もしくはその報告書が求められるようになったことが、自己点検・評価を形式的なものとし、実行性を低くしている」ととらえ、「大学は評価機関が提示する評価項目を、評価

基準に照らして評価することが自己点検・評価ではないと、自己点検・評価に対する考え方を変える必要がある」と指摘する。そのうえで、認証評価制度と自己点検・自己評価制度を有機的につなぐために、「認証評価は組織評価であり静的な評価である。一方、自己点検・評価は本来、動的な評価であり、大学経営の問題を解決するための活動である。大学は2つの評価が異なる性質を持つものであることを明確に認識し、その上で2つの評価をスムーズに結びつけることが必要である」と述べている。¹⁰⁾

現状において評価される大学にとっては、①大学における教育研究などを中心とした諸活動の改善、②社会的な説明責任遂行である¹¹⁾と理解し、「評価の『定義上の前提』として知的に受け入れる」ことが必要であろう。¹²⁾ 「真摯な評価を実施することにより、いろいろな方策によって他律的に強制されない自律性を、大学が取り戻す」ことによって、「大学が新しい『知』の創造、継承、発展に貢献する」ことができるのである。¹³⁾

V 大学において認証評価制度をどう生かすことができるのか

－自己点検・評価制度との関係をもとに－

ここまで認証評価制度を概観し、制度の目的を中心にその課題を明らかにしてきた。それでは、この課題を踏まえ、大学においてこの制度をどう生かしていくことができるのか。

「大学は、認証評価制度を評価のための評価としてはならない」と多くの論者によって警鐘されている。¹⁴⁾ 認証評価制度における認証評価機関の評価は、「大学が行った自己点検・評価の結果」であり、「教育研究活動」それ自体を評価しているのではないという指摘¹⁵⁾は、まず自己点検・評価制度があり、そのうえで適格認定としての認証評価制度があるととらえるべきであろう。認証評価制度を確立させるためにも、大学にあらためて自己点検・評価制度にしっかりとした軸足を置き、大学改善のための点検・評価を行い、

社会的な説明責任の遂行として公表することの重要性を指摘しているのである。

認証評価制度がその目的を適格認定とし、その最低基準を満足すれば大学として認められるのであれば、大学自体が金太郎飴化してしまい、それぞれの大学の存在意義がなくなる。そのようにならないためにも、認証評価制度の前提となるべき自己点検・評価制度に重点を置き、継続的な点検・評価が求められるのである。

では、認証評価制度において、大学は自己点検・評価制度をどう位置づけるべきか。先に触れたとおり、認証評価制度における認証評価機関の評価は、「教育研究活動」それ自体を評価しているのではなく、「大学が行った自己点検・評価の結果」に対し、機関が独自に定める基準にしたがって行うものである。そのうえで、大学は認証評価機関が独自に定める基準をベースにしながらも、継続的に自己点検・評価を可能な限り、広く深く行うことが必要であろう。

これまで大学側が買い手市場である時代には、大学の立地・地域性などの所与要件にそれほど関わりなく大学選びの判断基準である偏差値が一律に機能していた。しかし、大学全入時代が到来した今、従前の外部評価のひとつである偏差値を補正するために、これらの所与要件に大学独自の付加価値をつけ、それをいかに伝達することができるかということが課題であろう。

この認証評価制度の一環として自己点検・評価制度を機能させるには、自己点検・評価報告書と既存の外部評価たる偏差値との齟齬を補正する機能を持たせる必要があると思量する。自己点検・評価制度を、大学の規模、立地・地域性などの所与要件をいかに取り込み、強味にしているのか、そしてそのうえで大学が改善していくべき課題は何かということをも自己点検・評価し、公表するという制度であるにとらえるならば、自己点検・評価制度における産物たる自己点検・評価報告書は、むしろ受験生の既存の大学選びの判

断基準として根強く存在する偏差値と実際の大学教育との齟齬を補正するという戦略的な機能を持ち合わせるようにすべきである。もっとも、自己点検・評価報告書自体が受験生をはじめとする関係者が情報として得たいと思えるような形態となっているとは言い難い。さしあたり、強味となるべき事項の抜粋版やリーフレットなどの作成が考えられようが、この点については、さらに検討を要すものであろう。

また、このような視点で、認証評価制度の一環として自己点検・評価を行う過程での産物にも期待したい。自己点検・評価を行うにあたり全教職員が多岐にわたって自学を点検することは、自学をより深く知る機会を与えることとなる。教職員にとっては周知されていると思われる事項が、所属する学部・学科・部署等が異なれば意外にも周知されていないことも少なからずあろう。事項の表面的な知識はあっても、内容まで理解するには至っていない場合もあろう。己を知るということがどれほど難しいことか、ましてやそれを他者（たとえば、在学生はもとより、その保護者、あるいは受験生や高校教員など）に伝えるとなるとさらに難しいものである。そのような視点からの取り組みは、学内における新たな議論を起し、次の自己点検・評価制度につながるものと期待される。さらに、教職員が実際に学生や受験生からの相談等に対応する場合にも、学内の学生要覧や対外的な広報媒体の役割を別の角度から補完する役割を果たすなどの機能にも期待されるものである。

VI おわりにあたって

これまで見てきたとおり、認証評価制度に関して、認証評価される側である大学はもとより、その制度自体にも多くの課題を胚胎している。そこで、制度自体の議論と同時に、大学全入時代など大学を取り巻く環境は、認証評価制度自体に関する議論を視野に入れながらも、認証評価制度導入を所与として、大学が戦略的に制度を取り込み生かしていくための議論展開を大学に

求めていると現段階では理解すべきであろう。

本稿が、本学における認証評価制度をどう生かすことができるのかということを検討するうえで、その議論の嚆矢となることができれば、本稿の最低限の役割を果たしたと考えたい。

注

- 1) 青木宗也[1995,p.382]
- 2) 青木宗也[1995,pp.3-4]
- 3) 川口昭彦[2006,p.25]は、平成10年を「大学が厳格な自己評価になかなか踏み込めないことへの不満から、評価に対する大学教員の意識改革の必要性が問われ始めた」年であるとして、大学審平成10年答申を設置基準の大綱化の思想の「先鋭化」であり、「多元的な評価システム」を「大学改革の取組を実効あるものとするために必要不可欠な仕掛けと位置づけている」と述べている。
- 4) 独立行政法人大学評価・学位授与機構サイト
【http://www.niad.ac.jp/n_kikou/enkaku/index.html】（最終アクセス:2007年11月30日3:32）参照
- 5) 早田幸政・船戸高樹[2007,p.11]
- 6) 館昭[2007,p.98]
- 7) 館昭[2007,p.102]は、この点について設置認可と認証評価との関係のあいまい性からの問題であると指摘している。
- 8) 「第47回大学教員セミナー『大学改革と教育の質保証』（平成19年9月11・12日）（主催：財団法人大学セミナーハウス）において、筆者の問いに対する基準協会前田早苗氏より得た回答である。
- 9) 館昭[2007,p.114]
- 10) 山崎その[2006,p.91]
- 11) 川口昭彦[2006,pp.13-19]
- 12) 関口正司[2004,p.5]
- 13) 川口昭彦[2006,p.14]
- 14) この点については、さしあたり、新堀通也[1993,pp.91-108]があげられよう。また、天野郁夫[2004,pp.123-126]は、「大学という12世紀以来の長い歴史を持つ、自治と学問の自由を社会から認められてきた組織体の活性化にとって」ふさわしい評価のあり方は、「大学の、大学人による大学のための評価」がもっとも望ましいと述べる。
- 15) 山崎その[2006,p.96]

参考文献

- 青木宗也[1995]『JUA選書1 大学改革と大学評価』財団法人大学基準協会
 天野郁夫[2004]『大学改革－秩序の崩壊と再編』東京大学出版会
 川口昭彦[2006]『大学評価・学位授与機構大学評価シリーズ大学評価文化の展開－わかりやす

- い大学評価の技法』ぎょうせい
- 新堀通也[1993]『大学評価－理論的考察と事例－』玉川大学出版部
- 関口正司[2004]『教育改善のための大学評価マニュアル－中期計画実施時の自己評価に役立つ25のポイント－』九州大学出版会
- 館昭[2007]『改めて「大学制度とは何か」を問う』東信堂
- 早田幸政・船戸高樹[2007]『よくわかる大学の認証評価』エイデル研究所
- 山崎その[2006]「認証評価と自己改善－大学の視点からみた課題－」大学行政管理学会『大学行政管理学会誌第10号』